「瑞穂市公私連携保育法人募集要項」に関する質問に対する回答

平成29年7月20日(木)

Q1: 定員は例えば 105 名、110 名などに増員することは可能ですか。

A1:可能です。各年次の利用定員の設定によって、認可定員は若干増減すると考えます。

Q2:「災害時における避難所に係る事業」とありますが、耐震係数の割り増しが必要ですか。

A2:割り増しは必要ありません。建築基準法の耐震基準を満たしていればよいと考えます。

Q3: 瑞穂市の単独補助金は予定されていますか。

A3: 瑞穂市私立保育所等補助金 (運営費補助金) があります。(別添参照)

Q4: 待機児童解消に向けての加速化プランに該当しますか。

A4:該当します。

Q5:0~1歳児の定員に対しての面積は、一人当たり3.3 mとしてよいですか。

A5:岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例のとおり、乳児室及び ほふく室は一人当たり 3.3 ㎡となります。

Q6:検討が進んでおりましたら、仮園舎の計画位置は。

A6:現在の穂積保育所園舎東側のグラウンドに建設予定です。 (詳細については、公私連携法人と協議したいと考えています。)

Q7: 仮園舎を撤去するまでの間の園庭面積の確保方針について教えて下さい。 例えば、野口公園の一部を園庭面積として確保することは可能ですか。

A7: 仮園舎を撤去するまでの間は、野口公園へ行って遊んでいただくことになると考えています。撤去の期間中は公園を使用できるよう配慮したいと考えています。

Q8: 仮園舎を撤去するまでの間は、運動会などで一定の広さの園庭を要する場合、隣地である野口公園を臨時の園庭とすることは可能ですか。

A8: 仮園舎を撤去するまでの間は、野口公園へ行って遊んでいただくことになると考えています。撤去の期間中は公園を使用できるよう配慮したいと考えています。

Q9:事業運営費の借入金について、運営初年度からの返済計上は可能ですか。

A9:可能です。

Q10: 指定を受けた場合、第三者評価の受審時期は。

A10:指定しませんが、協定期間中には受審していただきたいと考えています。更新の際には、過去の受審結果などを参考にしたいと考えています。

Q11: その他市長が必要と認める書類で「理事・監事の履歴書」があるが、株式会社の場合は役員の履歴書でよいか。

A11:株式会社のため、役員の履歴書となります。

Q12: 別添1の「職員計画書」において、職員の確保は事業が決定してからになるため、現段階での氏名記載は困難である。 穂積保育所から希望者が居れば採用を考えているが、どのように記載すべきか。

A12: 現時点で決まっていなければ、氏名の記載までは結構です。各年次の利用定員の設定によって、必要な職員数も決まってくるので、開園までに必要人数を確保願います。

Q13: 別添2の「職員体制調書」も別添1と同様の記載方法でよろしいか。また施設長や嘱託 医は予定者の記載でよろしいか。

A13:別紙1と同様になります。施設長や嘱託医につきましても予定者で結構です。

Q14: 別添6の「保育所監査指摘事項調書」は監査を受けていない事業者は不必要か。

A14: 監査を受けていない事業者様につきましては、提出していただかなくても結構です。

○瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱

平成18年3月30日

告示第32号

改正 平成20年 4月 1日告示第 59号

平成21年 7月31日告示第115号

平成22年 3月31日告示第 39号

平成25年 3月27日告示第 32号

平成25年 8月19日告示第145号

平成26年12月22日告示第204号

平成28年2月10日告示第23号

(趣旨)

(補助対象者)

第1条 <u>この告示</u>は、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)</u>の趣旨に基づき、私立保育所等の管理運営に寄与し、児童福祉の推進を図るため交付する私立保育所等補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる私立保育所等を運営する者又は設置を予定している者とする。

- (1) 法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所
- (2) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77</u> 号)により認定を受けた保育所又は認可を受けた幼保連携型認定こども園
- (3) 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた小規模保育事業

(補助対象事業等)

第3条 補助金の種類、補助要件、算定基準等は、別表のとおりとする。

(実績報告)

第4条 実績報告書は、翌年度4月30日までに市長に提出しなければならない。 (その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

<u>この告示</u>は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第59号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年7月31日告示第115号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第39号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の瑞穂市私立保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成25年3月27日告示第32号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月19日告示第145号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立保育所補助金交付要綱の規定は、平成25年4 月1日以降に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 平成25年3月31日以前に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月22日告示第204号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年2月10日告示第23号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の規定は、平成27年 4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求
低年齡児保育促進事業 補助金	低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所した市内所在の保育所等	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱(以下「県補助金交付要綱」という。)別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
利用者支援事業補助金	利用者支援事業を行う市内所在の保育所等	県補助金交付要綱別表31 項の知事が別に定めると ころにより算定した額の 範囲内	年2回
延長保育対策費補助金	11時間30分以上の保育を 実施する市内所在の保育 所等	県補助金交付要綱別表31 項の知事が別に定めると ころにより算定した額の 範囲内	年2回
一時預かり事業費補助金	一時預かりを実施してい る市内所在の保育所等	県補助金交付要綱別表31 項の知事が別に定めると ころにより算定した額の 範囲内	年2回
地域子育て支援セン ター事業費補助金	地域子育て支援センター 事業を行う市内所在の保 育所等	県補助金交付要綱別表31 項の知事が別に定めると ころにより算定した額の 範囲内	年2回
運営費補助金	市内所在の保育所等で保 育事業を実施するに必要 な運営費用	市長が別に定めるところ により算定した額の範囲 内	事業等を実施した 月の翌月10日まで に実施相当分を超 えない額

瑞穂市私立保育所補助金交付要綱

【補助金の種類】運営費補助金

※H29.4.1現在

職員1人当たり の平均勤続年数 (年)	処遇改善等加算 (基礎分)加算率 (%)	市補助率 (%)	会計の率 (%)
	A	В	C=A+B
1 年未満	2	10	12
1年以上 2年未満	3	10	13
2年以上 3年未満	4	10	14
3年以上 4年未満	5	9	14
4年以上 5年未満	6	8	14
5年以上 6年未満	7	7	14
6年以上 7年未満	8	6	14
7年以上 8年未満	9	1	10
8年以上 9年未満	10	0	10
9年以上 10年未満	11	0	11
10年以上 11年未満	12	0	12
11年以上	12	0	12

1 補助金額

施設の運営に必要な経費から施設型給付費、利用者負担額、各種事業費補助金等の収入を除いた金額の合計と補助基準額を比較していずれか低い額

2 補助基準額

保育認定こどもに係る公定価格の合計に別紙に定める補助率を乗じた額(小数点以下 切捨て)

3 交付方法

1か月毎の概算払

処遇改善等加算(基礎分)の加算率や公定価格に遡及して変更があった場合は、遡及 して精算する。